リスクマネジメント

リスクマネジメントの考え方

富士通グループは、グローバルなICT事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼす様々なリスクを適切に把握し、その未然防止および発生時の影響最小化と再発防止を、経営における重要な課題と位置付けています。そのうえで、グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスの体制を構築し、その実践を推進するとともに継続的に改善しています。

リスクマネジメント・コンプライアンス体制の構築

富士通グループでは、事業遂行上生じうる一定の損失の危険の顕在化を防止し、顕在化した損失の危険に的確に対応するとともに再発の防止を行うため、取締役会に直属するリスクマネジメントおよびコンプライアンスに関わる最高決定機関として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しています。リスク・コンプライアンス委員会を中心として、リスクを認識し、評価したうえで、リスクの回避、軽減、移転または保有を判断、実行し、万一発生した場合には影響の最小化に努めます。

リスク・コンプライアンス委員会は、国内外の富士通の各部門および各グループ会社へのリスク・コンプライアンス責任者配置に加え、2016年4月より新たにリージョン・リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、相互に連携を図りながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面から、富士通グループ全体でリスクマネジメントおよびコンプライアンスを推進する体制を構築しています。

リスクマネジメント・コンプライアンス体制図

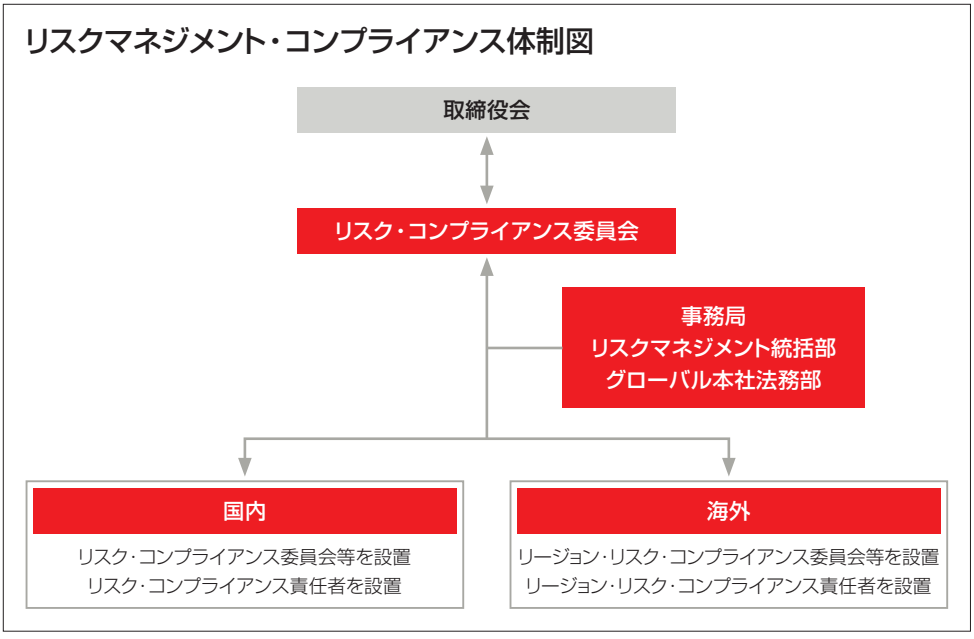

当社グループの事業等のリスク

富士通グループは、事業活動に伴うリスクを抽出・分析・評価したうえで、影響の回避や軽減に努めるとともに、万一リスクが顕在化した場合に備え、対応プロセスを整備しています。

事業活動に伴うリスクに関するより詳しい情報は、以下で開示している有価証券報告書をご参照ください。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/secreports/

主なリスク*	
1. 経済や金融市場の動向	・主要市場の景気動向の変化に伴うリスク ・市場変化を的確に予想できない、または市況が想定以上に大きく変動するリスク ・為替レートの変動による輸出入取引への影響リスク、および資産が目減り／負債が増加するリスク。 ・金利変動による資金調達コストの増加リスク ・株式市場の低迷による運用資産の毀損リスク
2. お客様	・お客様のICT投資動向の変化に伴うリスク ・お客様との信頼関係や取引・契約関係が継続できないリスク
3. 競合／業界	・市況環境の変化、競争環境の変化などにより競争力が低下するリスク ・技術開発競争において優位性が低下するリスク
4. 調達先、提携等に関するリスク	・購入品の品質不良に起因する障害リスク ・自然災害やその他不測の事態による部材調達の逼迫リスク ・提携、アライアンス、技術供与において協力関係を継続できない、または成果を得られないリスク
5. 公的規制、政策、税務に関するリスク	・事業展開する国における、政策・規制等の強化や変更に伴う対応コストの増加リスクやビジネス機会の喪失リスク
6. その他事業遂行上のリスク	・製品・サービスの欠陥や瑕疵等が発生するリスク。納期遅延や不採算プロジェクトの発生リスク ・研究開発投資および設備投資、事業買収、事業再編の結果、投資から十分なリターンを得られないリスク ・第三者の知的財産権の侵害に伴うライセンス料や和解金、訴訟等のリスク ・経営者、技術者等、必要な人材を採用・育成することができないリスクや人材流出を防ぐことができないリスク ・工場における土壌・地下水の汚染リスク、有害化学物質の不適切な取り扱いに関するリスク ・国内外の事業所、工場、データセンター等の施設における地震、水害、火災、デモ、運用ミスなどの発生リスク ・当社の収益計画の未達や財務状況の悪化等の理由により当社格付けが引き下げられるリスク ・国内外の関連法令、規制等に抵触するリスク。事業を遂行するうえで訴訟等を提起されるリスク
7. 自然災害や突発的事象発生のリスク	・地震、台風、水害等の自然災害や事故、感染症の流行など（気候変動による発生頻度や影響の拡大を含む）により事業継続できないリスク ・事業展開する国や地域における紛争、テロ、デモ、ストライキ、政情不安などが事業に影響を及ぼすリスク

* 有価証券報告書の「事業等のリスク」を抜粋再構成

コンプライアンス問題への対応

富士通は、2016年3月期、東京電力株式会社様および中部電力株式会社様向けの電力保安用通信機器の取引に関し、独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いで、公正取引委員会による立入検査を受けました。これらのうち、東京電力様向けの取引に関しては、2016年7月に、排除措置命令および課徴金納付命令を受け、適切に対応しています。公正取引委員会による調査および各種手続きに対しては、引き続き、全面的に協力し、真摯に対応していきます。

富士通は、立入検査後、直ちに、グループ内において徹底調査を行い、法令等に基づく適切な対応を実施しました。

富士通として、かかる一連の事態を招いたことを深く反省し、ご関係の皆様に多大なご心配をおかけしていることにつき、お詫び申し上げます。

富士通は、従来、「FUJITSU Way」に則り、日本の独占禁止法をはじめ、各国の競争法を遵守するための社内ルールの整備、役員・社員向け教育、内部通報制度の運用等の活動をグローバルに実施してきましたが、今後も、コンプライアンスに関する取り組みを一層強化し、再発防止の徹底に努めます。